

産業建設常任委員会が所管する付託議案について

《 議第 4 7 号 》

草津市立草津アミカホール条例等の一部を改正する条例案のうち当委員会が所管する部分

【質問】 物価高騰の折、市民に直接影響のある使用料の値上げが必要なのかどうかを問う。

【答弁】 水道光熱費等の値上げなどにより交流プラザ運営に影響している、そのようなことから定期的に見直している使用料を見直すことになった。全体としては、約 11%の値上げになるが、最終的に使用料を決定するのは指定管理者となっている。今回の条例改正においては、使用料の上限を設定している。

【質問】 今回の使用料見直しによる増収はどれくらいを見込んでいるのか。

【答弁】 交流プラザは稼働率が高く、年間 270 万円程度の増収と見込んでいる。

【質問】 定期的にご利用している方には大きな影響があるが、そのことの周知について問う。

【答弁】 特に利用率の高い方や団体については、使用料改定される令和 7 年 4 月 1 日まで、丁寧に説明を行い、ご理解をいただけるように周知を継続して行う

《 議第 4 9 号 》

草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例案条例案

【質問】 草津市立草津駅西口第 5 自転車駐車場（廃止予定）において定期契約されている方について、新しくできる草津市立草津駅西口駐車場への契約変更について問う。

【答弁】 第 5 自転車駐車場で定期契約されている方については、新しい駐輪場においても契約はそのまま引き継がれることになる。

【質問】 第 5 自転車駐車場の廃止後の設備の再利用はどうなっているのか。

【答弁】 市内の中学校の駐輪場で再利用する方向で検討しており、学校に対して希望を聞いているところである。